

2023

# 愛媛労働

～役立つ愛媛の労働情報～

## 令和5年7月号



毎月15日に愛媛県内の労働に関する情報をお届けしています。  
(15日が土日祝日の場合は、前営業日となります。)

# 目次



## 愛媛県からのご案内・お知らせ

離職者等緊急生活資金について	1
地域若者サポートステーションのご紹介	2
人手不足時代に強い職場を作る！働き方改革実践モデル企業の募集	3
新しい「ひめボス宣言事業所」認証制度について（リーフレット）	5
中小企業労働相談所のご利用について	7
新居浜・宇和島産業技術専門校 オープンキャンパスの開催について	8
「優秀勤労障がい者」知事表彰の推薦募集中！	9
「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！	10
中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 登録企業の募集	11
奨学金返還支援制度（IT 人材確保枠）助成対象者向けチラシ	12
労働委員会の窓（令和5年6月分）	14

## 愛媛労働局からのご案内・お知らせ

ケアプラザ新居浜のご案内	15
STOP！熱中症 クールワークキャンペーン	17
事前調査は「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります！	19
障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について	21
公正な採用選考についてのお願い	23
不妊治療と仕事の両立について	24
「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が可決成立しました	25
男女間の賃金格差解消に向け、女性の活躍に関する「情報公表」を進めましょう！	26

## その他の機関等からのお知らせ

ポリテクセンター愛媛 令和5年度 10月期生の募集について	27
-------------------------------	----

# 離職者等緊急生活資金のご案内

## 《概要》

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

## 《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、18歳以上65歳以下であること。

### （離職者の方）

- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
- ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
- ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。

### （休業者の方）

- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
- ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

### 離職者緊急生活資金

資金用途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%  
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内  
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額／100万円(離職者一人につき)
- 保証／保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要。
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

### 休業中の緊急生活資金

資金用途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%  
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内  
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額／100万円(休業者一人につき)
- 保証／保証機関
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

# 地域若者サポートステーションのご紹介

愛媛県では、ニートと呼ばれる若者及び就職氷河期世代の職業的自立を支援する窓口として、

- えひめ若者サポートステーション（えひめサポステ）
  - 東予若者サポートステーション（東予サポステ）
- を設置しています。まずは一步、お気軽にご相談ください。



## 【支援対象】

15歳～49歳で仕事に就いておらず、家事も通学もしていない方及びその保護者等

## 【支援内容】

- 個別相談・グループカウンセリング（相談員、臨床心理士によるものなど）
- 職業ふれあい事業（職場見学、社会見学、ボランティア活動など）
- ジョブトレーニング（ジョブトレーナー付き添いによる職場体験など）
- ワークショップ、セミナー（パソコン個別指導、ボイストレーニングなど）
- 保護者セミナー（親子ふれあい心理講座、わかりやすい交流分析など）
- 職場体験・職場チャレンジ事業（短期(3日程度)の職場体験、1か月の職場訓練など）

## 【設置場所など】

### えひめ若者サポートステーション

- 住 所：松山市湊町5丁目1番地1  
いよてつ高島屋南館3階
- 利用時間：10時～18時（月～土曜日）
- 電 話：089-948-2832
- E-mail：sp-station@lagoon.ocn.ne.jp
- H P：http://www.i-esapo.jp/

※南予地域（宇和島市・八幡浜市・大洲市）では出張相談会を実施（10時～16時）

### 東予若者サポートステーション

- 住 所：新居浜市繁本町8-65  
（新居浜市市民文化センター内）
- 利用時間：10時～18時（月～金曜日）
- 電 話：0897-32-2181
- E-mail：toyo-sp@mx.netwave.or.jp
- H P：http://www.i-tsapo.jp/

※今治市・西条市・四国中央市では出張相談会を実施（13時～17時）

「やる気」だけご準備を！ 専門コンサルタントと一緒に働き方改革に取り組む企業を募集します！

# 人手不足時代に強い職場を作る！

愛媛県では、人口減少が見込まれるこれからの時代を見据えた魅力ある職場づくりのモデル事例を生み出すため、専門コンサルタントと共に働き方改革に取り組んでいただける企業を募集します。

## 応募受付期間

令和5年6月28日(水)～7月31日(月) 必着

- 実施期間 令和5年8月～令和6年2月
- 募集企業数 3社 (申込企業の中から取組意欲や事例汎用性などの観点により選考し決定)
- 参加料 無料 (コンサルティング(訪問・WEB支援)は1企業当たり5回を上限とします。)
- 対象企業
  - 1) 愛媛県内に本社を有しており、常時雇用する労働者が概ね300人以下の中小企業であること
  - 2) 本事業の参加後も引き続き自立的に働き方改革に取り組む予定であること
  - 3) モデル事例として本事業を通じた取組内容を県が周知・広報する際、積極的な協力が可能であること
- 申込方法 裏面最下段「お申し込みについて」参照
- 支援の流れ 下記フローに沿って1企業当たり5回の訪問・WEB支援を実施します



## ①企業の業種・ニーズに応じたコンサルタントが働き方改革を伴走支援！

現状・取組目標に合わせて専門コンサルタントが各企業を個別に支援します。

コンサルタント例…働き方改革専門コンサルタント/中小企業診断士/経営士/組織分析コンサルタント/  
キャリアコンサルタント/業務改善コンサルタント/社会保険労務士など

## ②参加企業3社合同のキックオフ・報告会で「気付き」が広がる！

参加企業3社合同の説明会（キックオフ）・成果報告会を通じて、他の企業の参加理由や取組の成果を直接聞くことができ、新たな「気付き」につながります。



### 支援例

## 全社一丸となって、業務改善・人材確保の一步に！

支援事例  
1

無駄な業務の見直しで  
より生産性の高い職場に！

#### 取組施策

業務の棚卸、業務分析、標準化などの取組

売上や生産性を落とさず、長時間労働の削減や休暇取得率を向上させるために、業務全体を見直し柔軟な組織体制を構築。

支援事例  
2

多様な働き方の推進で  
働きやすい職場に！

#### 取組施策

フレックスタイム、時差出勤、テレワークなどの導入

従業員が「時間」「場所」といった従来の枠組みにとらわれることなく、働き方を選択できる制度により両立支援や生産性向上を達成。

支援事例  
3

お互いカバーできる体制づくりで  
働きがいのある職場に！

#### 取組施策

多能工（マルチスキル）化の推進

1人が複数の機械・作業・処理を担当できるようにスキルアップ。  
現在の人員で生産性を向上させ、属人化も解消。

支援事例  
4

社員の対話や連携を強化し  
活気あふれる職場に！

#### 取組施策

コミュニケーションの活性化、個別面談、組織連携

上司や部下、他部署間などの様々な角度からコミュニケーションを改善。お互いの理解促進だけでなく、円滑な業務連携が可能に。

### お申込みについて

○えひめ電子申請システム（手のひら県庁）内の「令和5年度働き方改革実践モデル企業創出事業参加申込フォーム」からお申し込みください（フォームのご利用が難しい場合はメールやFAXでのお申し込みも可能です）。

\* 申込フォーム URL : [https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=1662](https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1662)

○その他、事業の詳細については県ホームページをご参照ください。

\* 県ホームページ URL : <https://www.pref.ehime.jp/h30500/saitekika.html>

○申込フォームに記載された内容に基づき、8/7(月)までに対象企業を選定のうえ、結果をお知らせします。

○本事業に関するお問い合わせについては、下記連絡先までご連絡ください。

【お問合せ先】愛媛県労政雇用課 働き方改革推進グループ

TEL:089-912-2502 FAX:089-912-2508

E-mail:rouseikoyou@pref.ehime.lg.jp



申込フォーム



県ホームページ

## 「ひめボス宣言事業所」 リスタート！

愛媛県は人口減少対策、女性活躍、  
仕事と家庭の両立支援に本気で取り組むため、  
愛媛県版イクボス「ひめボス宣言事業所」と  
「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」の認証を統合。  
新制度をスタートします。



## Q & A

**Q1** ひめボス宣言事業所ですが、新たな手続きが必要ですか？

**A1** 令和5年4月以降は、新しい「ひめボス宣言事業所」になりますが、令和8年3月31日までに基本認証申請要件を満たしていただく必要があります。

**Q2** ひめボス事業所plus、ひめボス事業所plus+の認定を受けていますが、奨励金を受けることはできますか？

**A2** 新しい「ひめボス宣言事業所」の基本認証を受けたうえで、実績を上げる必要があります。

**Q3** えひめ仕事と家庭の両立応援企業は、ひめボス宣言事業所になれるか？

**A3** 令和5年4月以降は、新しい「ひめボス宣言事業所」になりますが、一般事業主行動計画策定満了日または令和8年3月31日までに基本認証申請要件を満たしていただく必要があります。



愛媛県ひめボス  
問合せ窓口

愛媛県 ひめボス 奨励金 🔍

[himeboss@pref.ehime.lg.jp](mailto:himeboss@pref.ehime.lg.jp)

※上記問合せ窓口は、令和5年6月末までの予定です。問合せ窓口が変更になりましたら、愛媛県のホームページでお知らせします。



新しい  
「ひめボス宣言事業所」  
はじまります

愛媛県はやるけん！

## 女性活躍推進 × 仕事と家庭の両立支援 本気で応援。



# 新しい「ひめボス宣言事業所」認証制度はじまります



## ひめボス宣言事業所 スーパープレミアム (上位認証)

1~4の要件を2つ以上(30人以上の企業は3つ以上)、5及び6の要件は必須。

### 上位認証申請要件

1	女性労働者の割合が国の定める平均値※以上
2	女性労働者の平均勤続年数が国の定める平均値※以上
3	女性の非正規から正社員への転換実績 または過去に在籍した女性の正社員再雇用実績
4	女性管理職の割合が国の定める平均値※以上

5	女性労働者の就業継続率80%以上
6	男性労働者の育休取得率100%

認証に対する奨励金 **100** 万円

(常時雇用する従業員300人以下の企業が奨励金支給対象)

※国の定める平均値:女性活躍推進法に関する厚生労働省通知で定める産業ごとの平均値  
※認証は、要件達成のほか県の審査により決定します。



## ひめボス宣言事業所 (基本認証)

1~4の要件をすべて満たすこと

### 基本認証申請要件

1	宣言書へ署名
2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
4	育児・介護に関する法に基づく規定やハラスメント規定の整備

実績に対する奨励金 **20** 万円

(常時雇用する従業員300人以下の企業が奨励金支給対象)

※原則奨励金メニューの女性活躍推進(A,B)から1つ以上、仕事と家庭の両立支援推進(C,D,E)から1つ以上達成。

※奨励金支給は、要件達成のほか県の審査により決定します。

	女性活躍推進	実績
A	出産育児等で退職した女性の再雇用	再雇用後6か月以上就労
B	職場環境の整備 ●女性更衣室や休憩室、トイレの整備 ●女性従業員が少ない事業所における女性採用説明会の開催 ●スキルアップや学び直しに関する制度の創設など (従業員の研修・大学院、資格取得等の費用助成等)	女性採用増加、スキルアップ等の活用実績

	仕事と家庭の両立支援推進	実績
C	男性従業員育休取得日数増加	通算1か月以上取得
D	男性従業員育休取得率向上	男性育休取得率100%
E	法定以上(小3まで)の仕事と育児の両立支援措置整備	制度利用実績



# 中小企業労働相談所のご利用について

労働問題でお悩みの方は、  
中小企業労働相談所をご利用ください。



各中小企業労働相談所では、相談員が相談をお受けするほか、関係機関への紹介等も行っています。（労働者の方、使用者の方、どちらの相談にも応じます）

また、中予地方局に設置している松山中小企業労働相談所では、毎月2回（原則、第一・第三金曜日の10時から15時）労働問題の専門家である社会保険労務士による相談も実施しています。

いずれも相談料は**無料**で、秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

電話での相談もお受けしています。



## 【愛媛県中小企業労働相談所】

相談所	所在地	受付時間	電話番号
西条中小企業労働相談所 （東予地方局商工観光課内）	〒793-0042 西条市喜多川 796-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	<a href="tel:0897-56-1300">0897-56-1300</a> （内線 465）
今治中小企業労働相談所 （東予地方局今治支局商工観光室内）	〒794-8502 今治市旭町 1-4-9	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	<a href="tel:0898-23-2500">0898-23-2500</a> （内線 318） <a href="tel:0898-22-8598">0898-22-8598</a> （直通）
松山中小企業労働相談所 （中予地方局商工観光課内）	〒790-8502 松山市北持田町 132	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	<a href="tel:089-909-8760">089-909-8760</a> （直通）
宇和島中小企業労働相談所 （南予地方局商工観光課内）	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	<a href="tel:0895-28-6146">0895-28-6146</a> （直通）
八幡浜中小企業労働相談所 （南予地方局八幡浜支局商工観光室内）	〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	<a href="tel:0894-22-4111">0894-22-4111</a> （内線 234）

# 新居浜・宇和島産業技術専門校 オープンキャンパスの開催について

## 概要

愛媛県立産業技術専門校では高校を卒業した方や再就職を希望する方などを対象に、専門的な知識や技能を身につける職業訓練を実施し、県内ものづくり産業への就職を支援しています。

新居浜産業技術専門校及び宇和島産業技術専門校で、校内見学や技能体験ができるオープンキャンパスを開催しますので、ぜひご来校ください！

## 開催内容

対象者：高校生、既卒者、一般、保護者の方々

参加料：無料

コンテンツ：施設見学、カリキュラム説明、技能体験

### <新居浜産業技術専門校>

開催日時：令和5年7月21日（金）9：00～12：00

開催場所：新居浜産業技術専門校（〒792-0060 新居浜市大生院1233-2）

#### ●技能体験一覧

・メカトロニクス科

レーザー切断機を使ってみよう！



(定員10名)

・自動車整備科

自動車の仕組みを見てみよう！



(定員20名)

・メタル技術科

ステンレスハンガーを作ってみよう！



(定員10名)



### <宇和島産業技術専門校>

開催日時：令和5年7月28日（金）9：00～12：00

開催場所：宇和島産業技術専門校（〒798-0027 宇和島市柿原甲1712）

#### ●技能体験一覧

・住まいづくり木工科

環境にやさしい「マイ箸」を作ってみよう！



(定員10名)

・アパレルビジネス科

夏を快適に…「ゆるりTシャツ」を作ってみよう！



(定員10名)



## 申し込み方法

オープンキャンパスへの参加を希望される方は、各産業技術専門校までお電話をお願いします。

新居浜産業技術専門校 TEL 0897-43-4123

宇和島産業技術専門校 TEL 0895-22-3410

その他のお問い合わせについても、各産業技術専門校へお問い合わせください。



# 「優秀勤労障がい者」知事表彰の推薦募集中！

## ○愛媛県では、「優秀勤労障がい者」の知事表彰を行っています。

愛媛県では、一般の事業所に勤務されている障がい者の方で、その障がいを克服し、「職業人」として活躍されている方を、「優秀勤労障がい者」として表彰し、そのご努力を広く県民に周知することで、ご本人をはじめ、障がい者の方の労働意欲の向上を図り、ひいては障がい者の雇用促進につなげたいと考えております。

## ○ご本人のためにもご推薦ください。

障がい者の方のこれまでのご努力に対する表彰であり、ご本人の励みにもなりますので、積極的なご推薦をお願いします。

推薦期限・・・令和5年8月18日（金）

推薦方法・・・「推薦書」に必要事項をご記入の上、障害者手帳又は療育手帳のコピーを添付して、下記住所宛てにご郵送ください。（推薦書の様式は、県のHPに掲載しています。検索→「愛媛県 優秀勤労障がい者知事表彰」）

※ 推薦いただいた方全員が表彰されるものではありません。なお、受賞された方のみご連絡いたしますのでご了承ください。

※ これまでに推薦いただいた方で、未受賞の方を、再度、推薦いただくことも可能です。

※ 同一事業所からの受賞者は、各年度1名のみとなりますのでご了承ください。

推薦に当たっては、必ずご本人の了解を得て、推薦してください。

また、受賞者は表彰式の後、県のホームページ等で、氏名・勤務先が公表されますのでご了承ください。

## ○表彰式があります。（予定）

令和5年10月開催予定の「高齢・障がい者雇用フェスタ in えひめ」において、表彰式を実施します。（愛媛県県民文化会館）

**本表彰の趣旨をご理解いただき、積極的なご推薦をお願いいたします。**

（お問合せ先、推薦書送付先）

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2 愛媛県産業人材課

TEL：089-912-2505 FAX：089-912-2508 E-mail：sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

# 「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！

## 《概要》

愛媛県では、女性が自らの能力を発揮して正社員として活躍できるよう、「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」を展開中！

本プロジェクトでは、「事業者向け支援」、「女性求職者向け支援」、「紹介予定派遣制度を活用した支援」の3つの支援を通じて、女性の良質で安定的な就労の実現や人手不足に悩む県内企業の人材確保をサポートします。

## 《プロジェクトの内容》

### 【事業者向け支援】

○ダイバーシティセミナー（ZOOM オンライン開催）

7月5日（水）14:00～16:00

※秋ごろにも開催予定

○中小企業診断士等の専門家派遣

### 【女性求職者向け支援】

○キャリアブランク者の職場復帰支援セミナー

○県内企業の魅力発見セミナー

○職場見学・マッチング交流会 などを予定

### 【紹介予定派遣制度を活用した支援】

○就職に必要なビジネススキル等の習得支援

○キャリアコンサルタントによる職業相談

○人材マッチングの支援



## 《専門家派遣による受入環境整備支援のご案内》

丁寧なヒアリングで貴社に合った専門家を派遣します！

### お申し込み

お申し込みは下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

### ヒアリング

課題等を事務局が御社へ伺いヒアリング。

### マッチング

ヒアリングの結果をもとに専門家、支援内容を決定。

### 支援実施

専門家が策定した支援計画をもとに伴走型支援で課題を解決。

【お問い合わせ先】（TEL）089-947-0038 （メール）ehime-seikikoyou@crie.co.jp



専用サイト

<https://ehime-joseikoyoushie>



公式LINE

LINE 公式アカウントで本プロジェクトの最新情報を発信

# 愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 登録企業を募集しています！

## 《概要》

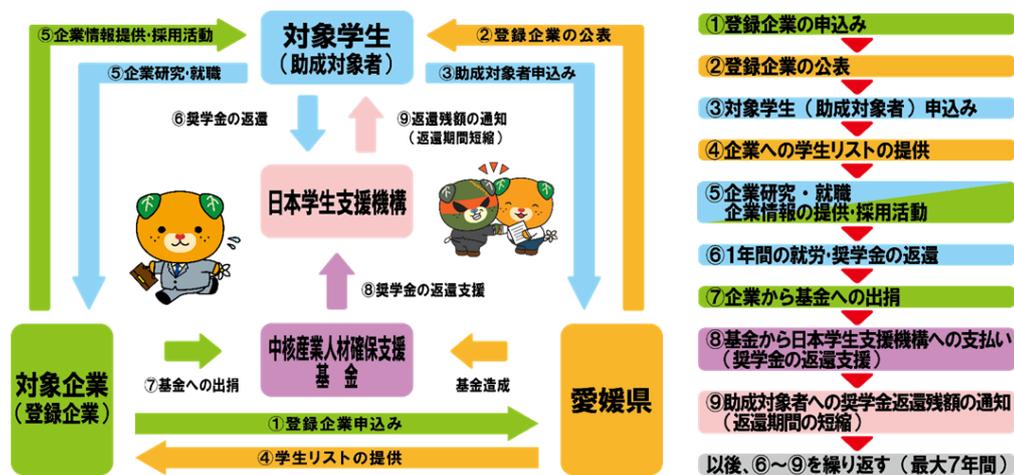
愛媛県では、県内産業を支える中核人材となる大学生等の県内定着やU・Jターン就職を促進するため、県内の登録企業に就職した場合に、県と登録企業が出捐した基金により、**奨学金の返還を助成する制度**（愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度）の**登録企業を募集**しています。

本制度の趣旨に賛同いただける県内企業のみなさまは、ぜひご登録をお願いします！

### 企業のメリット



### 中核産業人材確保支援制度の流れ



～詳細はコチラ（県 HP）～

<https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/kigyoubosyu.html>



## 《登録申請》

登録申請フォームから電子申請をお願いします。

（登録申請フォーム URL）

<https://logoform.jp/form/XG6n/kigyoutourokushinsei>



愛媛県と県内企業が共同で  
奨学金の返還を支援！

最大**141.1**万円  
最長**7**年間助成

# 助成対象者を募集します

(愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 IT人材確保枠)

## ● 本制度の対象となる方

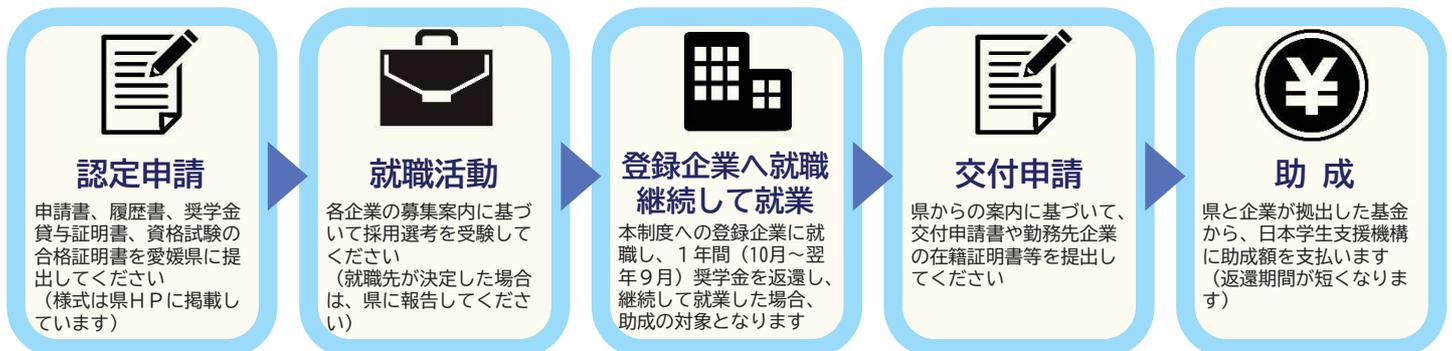
本制度の対象となる方は、以下の**全ての要件に該当**する方とします

- ① 日本学生支援機構の**第一種・第二種奨学金の貸与を受けている方**
- ② 情報処理推進機構が定める**ITスキル標準レベル2以上**の情報処理技術者試験に合格している方
- ③ 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍する、卒業前年次若しくは卒業年次の方  
又は 既卒者で**登録企業への就職を希望する方**（応募時点で登録企業に雇用されている方を除く）

## ● 制度の概要

- IT人材の県内企業への就職・定着を促進するため、あらかじめ県の認定を受けた学生や求職者が、本制度に登録した県内企業に就職し、継続して就業した場合に、愛媛県と登録企業が共同で奨学金の返還を助成するものです。
- 助成金額は、1年間（10月分～翌年9月分）の**奨学金返還額の4/5又は20.16万円のいずれか低い額**とし、**最長7年間助成**します。（**最大141.1万円**）
- 助成額は、原則として日本学生支援機構に支払います（返還期間が短くなります）。

## ● 助成までの流れ



※就職活動後（内定取得後）に資格試験に合格した場合で、内定先企業（登録企業）の了承が得られた場合は、就職活動後に申請を行っても差し支えありません。  
(ただし、就職前（入社前）に申請を行う必要があります)

**志望業種・企業が決まっていなくても、まずは申請を！**

## ● 本制度に関するお問い合わせ ●

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課  
TEL : 089-912-2509 E-mail : sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp  
HP : [https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/it\\_jinzai.html](https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/it_jinzai.html)

愛媛 IT奨学金

検索



## 登録企業一覧

（令和4年12月31日時点・五十音順）

会社名称	市町	産業分類	主な採用予定職種								リモートワーク制度	
			プログラマー	エンジニア システム	ネットワーク エンジニア	データベース エンジニア	サーバー エンジニア	IT コンサルタント	プロジェクト マネージャー	その他		
株式会社アイムービック	松山市	情報通信業		●								有り
株式会社伊予エンジニアリング	松山市	情報通信業	●	●							●	有り
株式会社 いよぎんコンピュータサービス	松山市	情報通信業	●									－
株式会社NPシステム開発	松山市	情報通信業	●	●	●	●	●					－
株式会社オフィス・クラフト	宇和島市	情報通信業	●	●	●	●	●	●	●	●		有り
株式会社コモテック	松山市	情報通信業	●	●		●	●	●	●			－
株式会社スディブリンク	西条市	情報通信業	●	●		●		●	●			－
システムアーク株式会社 四国支店	松山市	情報通信業	●	●	●	●					●	－
株式会社 システムサポートサービス	松山市	情報通信業	●	●								有り
株式会社瀬戸内	今治市	専門・技術 サービス業	●	●				●	●	●		有り
ソフトサイエンス株式会社	松山市	情報通信業	●	●							●	－
株式会社タイワ	新居浜市	情報通信業	●									有り
株式会社ひめぎんソフト	松山市	情報通信業	●	●	●	●						有り

登録企業は随時追加されますので、最新の状況は県ホームページにてご確認ください。

# 労働委員会の窓（令和5年6月分）

## 《会議関係》

- 6月2日 第1326回公益委員会議  
「三者会議（6/16）の本県提出議題について」など1件
- 6月9日 全国労働委員会会長連絡会議（茨城県）  
「不当労働行為審査（調査）におけるウェブ会議の利用について」
- 6月16日 第110回四国労働委員会協議会総会（徳島県）  
「使用者が個別職員との話し合いには馴染まないと主張する案件に関しての個別あっせんの進め方について」など3件
- 6月23日 第1219回愛媛県労働委員会総会  
「争議行為の予告について」など5件

## 《個別的労使紛争関係》

- 労働相談

	相談者数	相談件数
6月	30	56
累計（4月～）	75	143

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

## 雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、  
労働委員会に相談してみませんか？

### 労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

### 使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等  
を行う公正・中立の県の行政機関です。  
相談・あっせんは無料・秘密厳守でお  
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町132番地

メールアドレス roudou@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tirou/>

厚生労働省が設置した労災特別介護施設

# ケアプラザ新居浜のご案内

ケアプラザは、労働災害により重度（原則、障害等級1級から3級まで）の障害を負った皆様のために厚生労働省が設置した労災特別介護施設です。

当ケアプラザは、全国の8施設の中で、最も新しい施設で、敷地面積約7,000坪、地上3階建て建物約3,500坪、定員90名です。

施設は、大小の島々が浮かぶ瀬戸内海のほぼ中央の海岸近くにあります。気候は非常に温暖で、比較的台風の被害も少なく、太平洋側と較べると雨も少ない所です。

所在する新居浜市は、愛媛県の中でも東部に位置し、施設は市内東部にあります。最寄りの医療機関としては、通院バスで15分～20分くらいの所に愛媛労災病院などがあります。市内中心部へも同程度の所要時間です。

愛媛県は「みかん王国」と言われますが、所在する新居浜市は、「住友」の発祥の地であります。元禄年間（1691年）に「別子銅山」が開坑し、工業都市として発展してきました。



## 愛媛労災特別介護施設（ケアプラザ新居浜）のご案内

### 1 ケアプラザ新居浜とは

ケアプラザ新居浜は、労災事故により重度な障害をこうむられた方々に、安心していきいきとした生活を営んでいただくため、厚生労働省が全国8か所に設置した介護施設で、四国では新居浜市に設置されているものです。

ケアプラザ新居浜は、平成13年以降20年にわたり、一般の高齢者介護施設などでは対応が難しいとされている、せき髄損傷、けい髄損傷、頭部外傷等の傷病・障害の特性に応じた適切で専門的な介護サービスを24時間体制で提供することについて、豊富な経験と実績を有しています。

### 2 入居ができる方は

ケアプラザに入居できるのは労災年金受給者で、障害等級又は傷病等級が1級から3級に該当し、居宅において介護が困難と認められる方です。

なお、60歳以上で障害等級4級程度に該当する方等で、居宅での介護が困難な場合は、特例的に入居が認められる場合があります。

### 3 定員や介護サービスは

ケアプラザ新居浜は、定員90人（個室70室、多床室4人×5室）で看護師と介護士が交替制により、入居者の障害・傷病の状態にあわせて、食事介助、排せつ介助や入浴介助など日常生活の介護サービスを提供しています。また、リハビリ専門職によるリハビリテーションも行っています。

居室（個室）は約30m<sup>2</sup>の広さで、ベッド、バス（一部シャワー）、トイレ、洗面所、簡易なユニットキッチン、ナースコール（通報装置）等を完備しています。

### 4 入居の費用は

入居に要する費用は、施設利用料（いわゆるホテルコスト）と介護費の合算額となりますが、介護費については、同額の介護（補償）給付が厚生労働省から後日支給されるため、入居者の方の実質的な負担はありません。

年収（代表例）	施設利用料（月額）（個室の例）			
	扶養親族なし	扶養親族1人 （42%減額）	扶養親族2人 （53%減額）	扶養親族3人以上 （58%減額）
1,200,000円	57,000	33,000	33,000	33,000
1,600,000円	72,000	42,000	42,000	33,000
2,000,000円	105,000	57,000	42,000	42,000
2,800,000円	140,000	72,000	57,000	57,000
3,000,000円	160,000	89,000	72,000	57,000
3,400,000円	180,000	105,000	72,000	72,000

### 5 入居者の募集

現在、入居者を募集しておりますので、労災年金を受給されている方から施設入所の相談がありました際には、選択肢の一つとしてご紹介いただければ幸いです。

名称：愛媛労災特別介護施設（ケアプラザ新居浜）  
所在地：愛媛県新居浜市阿島1丁目3番12号  
問合せ先：TEL(0897)67-1122〔担当〕総務課



# STOP! 熱中症

## クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン  
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

### 準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP  
1

## 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

STEP  
2

## 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

□ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
□ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
□ 服装	準備期間に検討した服装を着用
□ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
□ 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
□ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
□ プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
□ 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
□ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
□ 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
□ 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

## 重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- **体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**

事前調査は、  
工事の規模にかかわらず  
すべての工事が対象です



工事対象となるすべての範囲について  
石綿が含まれているか事前に調査を  
行う必要があります

事前調査結果の  
報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを  
使用すれば、パソコン・スマホから  
24時間報告できます（※）



一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が  
労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の  
報告をあらかじめ行う必要があります

（※）システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます

事前調査は、  
「建築物石綿含有建材調査者」  
が行う必要があります！

令和5年 **10月1日**  
着工の工事から!!

※

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者  
（一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定）
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト  
調査診断協会に登録された者



詳細は、石綿総合情報ポータルサイトを  
ご確認ください  
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



# 事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です（石綿が無い場合も報告が必要です）。

▼ 工事の対象	▼ 工事の種類	▼ 報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修(※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

材料費も含めた  
工事全体の請負代金

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研磨・穿孔(穴開け)等を伴うものを含まれます。

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

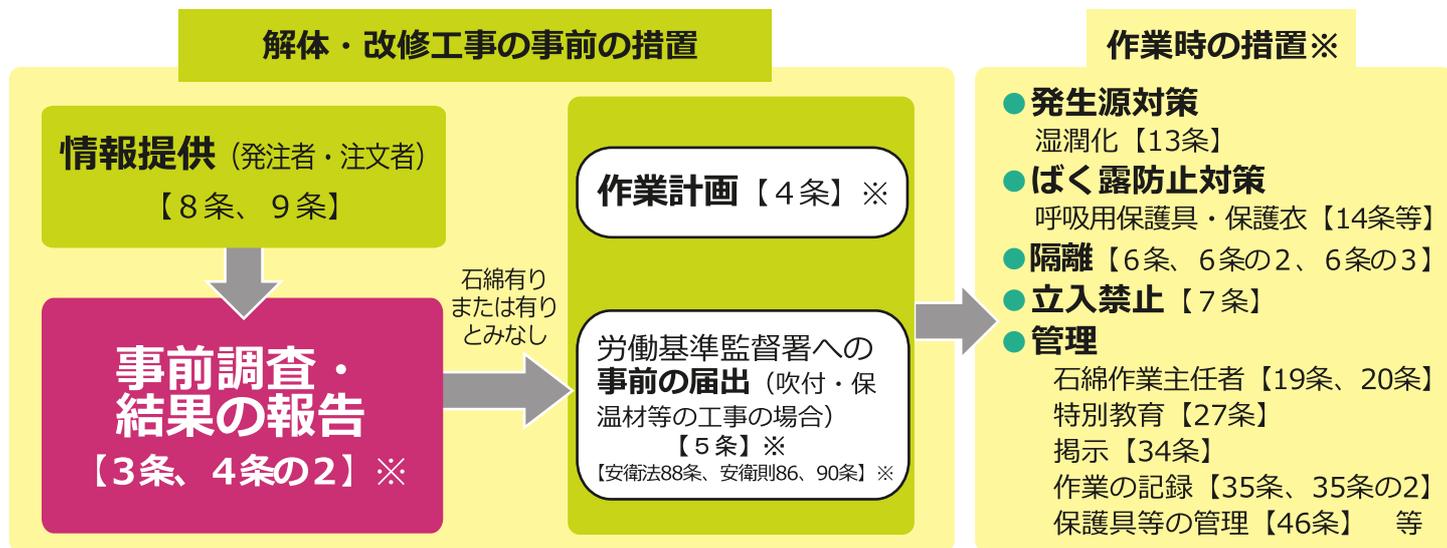
※3 報告対象となる工作物は以下のものです(なお、事前調査自体は以下に限らずすべてが必要です)。

- ▶ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
- ▶ 配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く)
- ▶ 焼却設備、貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ▶ 発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)、変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
- ▶ トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ▶ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板



## 事前調査結果に基づいた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合(または有りとみなす場合)は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は不可欠です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。 ※は罰則規定のあるもの。建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策等に関連する法令としては、労働安全衛生法以外にも、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

### 詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください!

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。

### 各種お手続きについて

#### 事前調査結果報告システムの操作方法について

#### G BizID について

G BizID トップ画面「クイックマニュアル」をご確認ください。ご不明点はお問合せ先まで。

## 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

### Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	<u>2.5%</u>	⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上		<u>40.0人以上</u>		37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

### Point

②

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



**Point**

③

**障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。****▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

**▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。**

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

**Point**

④

**障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。****（令和6年4月以降）**

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

**▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。**

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

**▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。**

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

**Q & A****Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）  
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）  
令和8年6月以前については2.5%、  
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

**Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？**

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？**

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。

## 公正な採用選考についてのお願い

愛媛労働局 職業安定部

★ 令和6年3月新規学校卒業予定者の採用選考が次のとおり開始されます。

	中学校	高等学校	大学・短大・高専等
推薦開始	1月1日以降	9月5日以降(文書到達主義)	
採用選考開始	1月1日以降	9月16日以降	6月1日以降
採用内定開始	1月1日以降	9月16日以降	10月1日以降

★ 次の事項について質問や作文を課すこと等は、就職差別につながるおそれがあります。  
応募者の適性・能力を基準とした公正な採用選考を行ってください。

### 1 就職差別につながるおそれのある項目及び理由

戸籍謄(抄)本の提出	本籍・出生地を把握することとなり、就職差別につながるおそれがあります。
社用紙の使用 身元(家庭)調査 家族の職業、続柄、健康 家族の地位、学歴、収入 家族の資産 住居状況(部屋数、間取り)	採用選考は応募者の職務能力を基本に行われるべきであり、家庭環境や家族の職業、資産の有無などは採用選考に際しては不要であり、プライバシーを侵害するおそれがあります。
宗教 支持政党 生活信条	これらは憲法で保障された「信教」、「思想及び良心」、「信条」の自由等を侵害するおそれがあります。
尊敬する人物	尊敬する人物を通して、生活信条や思想を調査することになります。
思想	憲法で保障された思想及び良心の自由を侵害するおそれがあります。
本籍、生まれ育った場所、 自宅までの道順	出生地や育った所は、本人の責任に帰さないことです。通勤経路としての自宅までの道順は、入社後必要に応じて把握すれば足りることです。
生活環境に関する作文 (生い立ち、私の家庭、 父・母を語るなど)	作文を通じて上記の項目を把握することになり、それに基づいて人物を評価しようとする考え方に結びつくおそれがあります。

### 2 採用選考時の健康診断の検査項目

検査項目は職務を遂行するための適性と能力を判断するために行うものであり、基本的には本人の入社後に実施していただくものです。

従って、採用選考時における必要限度を超えた検査、特に血液検査及び尿検査等は本人の適性と能力を判断するうえで関係のない事項ですので、御留意願います。

## なぜ、両立支援が必要なのでしょう。

- 不妊治療を経験した方のうち**16%**（男女計（女性は**23%**））が、不妊治療と仕事を両立できずに離職しています。
  - 両立に困難を感じる理由には、**通院回数**の多さ、**精神面での負担**の大きさ、**通院と仕事の日程調整**の難しさがあります。
  - 労働者の中には、**治療を受けている事を職場に知られたくない**方もいます。  
職場内では、**不妊治療についての認識**があまり浸透していないこともあります。
- ⇒企業には、**不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場環境の整備**が求められます。

## 不妊治療と仕事の両立支援策のご紹介

### 中小企業事業主の方への助成金 働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）

生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援する助成金です。  
不妊治療休暇制度を導入したい場合に活用できます。

### 両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主の皆さまを支援する助成金です。  
労働者が休暇制度・両立支援制度を利用した場合に活用できます。

助成金の支給要件の詳細や具体的な手続き、各種申請書のダウンロードはこちら  
厚生労働省ホームページ [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14408.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html)

### 不妊治療と仕事との両立がしやすい環境整備に取り組む企業を認定します！

厚生労働省では、次世代育成支援対策推進法に基づき、「くるみん」等の認定を受けた企業が、不妊治療と仕事との両立にも積極的に取り組み、一定の認定基準を満たした場合に、3種類のくるみにそれぞれ「プラス」認定を追加して認定しています。

愛媛のプラス認定企業は  
愛媛労働局HPをチェック！！



### 不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル（事業主向け）



### 不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック （本人、職場の上司、同僚向け）



### 不妊治療連絡カード

不妊治療を受けている従業員等が、企業側に、不妊治療中である事を伝える際や、企業独自の制度等を利用する際に使用する等、仕事と不妊治療との両立を行う従業員と企業の方をつなぐツールとしてお役立てください。

不妊治療連絡カード	
事業主 氏名	年 月 日
連絡先	
部署	
氏名	
連絡事項 (該当する事項に○を付けてください。) 下記の数は、 <input type="checkbox"/> 現在、不妊治療を実施しています。 <input type="checkbox"/> または、 <input type="checkbox"/> 不妊治療の開始を予定しています。	
【連絡事項】	
不妊治療の実施（予定）時期	
特に配慮が必要な事項	
その他	
不妊治療と仕事との両立に係る申請書	
上記のとおり、主治医等の連絡事項に基づき申請します。	
事業主 氏名	年 月 日
所属	
氏名	

【問い合わせ先】愛媛労働局 雇用環境・均等室  
電話 089 (935) 5222

# 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」 (フリーランス・事業者間取引適正化等法)が可決成立しました

令和5年2月24日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)(令和5年度法律第25号。以下「法」という。)が第211回国会に提出され、4月28日に可決成立し、5月12日に公布されました。

法は、公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとされており、個人で働くフリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し、業務委託をした際の取引条件の明示、給付を受領した日から原則60日以内での報酬支払、ハラスメント対策のための体制整備等が義務付けられることとなります。

## 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (フリーランス・事業者間取引適正化等法)の概要(新規)

### 趣旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

### 概要

#### 1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。[第2条第1項]
- (2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。[第2条第2項]
- (3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者から物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。[第2条第3項]
- (4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。[第2条第6項]  
※ 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

#### 2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

- (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。[第3条]  
※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。
- (2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。(再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内)[第4条]
- (3) 特定受託事業者との業務委託(政令で定める期間以上のもの)に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。[第5条]
  - ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
  - ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
  - ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
  - ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
  - ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
  - ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
  - ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

#### 3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。[第12条]
- (2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託(政令で定める期間以上のもの。以下「継続的業務委託」)に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。[第13条]
- (3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。[第14条]
- (4) 継続的業務委託を中途解除する等場合には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。[第16条]

#### 4. 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。

[第8条、第9条、第11条、第18条～第20条、第22条]

※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。[第24条、第25条]

#### 5. 国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。[第21条]

**施行期日** 公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日

法の内容は、厚生労働省ホームページをご覧ください →



# 男女間の賃金格差解消に向け 女性の活躍に関する「情報公表」を進めましょう！

男女間賃金格差は、長期的に見ると縮小傾向にあります。依然として大きい状況にあります。

男女間賃金格差の現状を踏まえて、更なる縮小を図るため、令和4年7月8日に女性活躍推進法に関する制度改正がされ、情報公表項目に「男女の賃金の差異」を追加するとともに、常時雇用する労働者が301人以上の一般事業主に対して、当該項目の公表が義務づけられています。

中小企業のみならず、女性活躍に関する取組を進めるとともに、情報を積極的に公表していくことが望まれます。

情報公表には、「女性の活躍推進企業データベース」を活用し、自社の情報公表を進めましょう。

利用  
無料

## 女性の活躍推進企業 データベース

「女性の活躍推進企業データベース」は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（行動計画）と、自社の女性活躍に関する情報を公表するためのウェブサイトです。

女性活躍推進法に基づく行動計画、自社の女性活躍に関する情報を、  
「女性の活躍推進企業データベース」で公表しましょう！



- ☑ 女性活躍推進法により、従業員数101名以上の企業は、一般事業主行動計画の策定・届出及び女性活躍に関する情報公表が義務づけられています。
- ☑ 情報公表については年1回以上の更新が義務付けられています。
- ☑ 「女性の活躍推進企業データベース」に登録すると更新の時期をメールでお知らせします。



### ご利用企業の声

就職活動生から、このサイトを見て当社を選んだという声があった。



学生は公表情報を確認し他社と比較している。積極的な開示はプラスになる。



男女の賃金差異の情報公表に係る企業の好事例を紹介しています！！  
厚生労働省ホームページ  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

### 【問い合わせ】

愛媛労働局 雇用環境・均等室  
電話 089(935)5222

# ポリテクセンター愛媛 10月期生募集

## 《概要》

再就職を希望される方を対象に、新たな技能・技術及び専門知識を身につけるため、ポリテクセンター愛媛を会場に職業訓練を実施しており、令和5年度10月期生を募集します。

## 《募集内容》

- 募集科名 「機械CAD/NC科」  
「溶接ものづくり科」  
「電気設備技術科」  
「住宅・福祉リフォーム科」
- 訓練期間 6ヵ月（令和5年10月3日～）
- 募集期間 令和5年7月25日～8月28日
- 受講対象者 雇用保険受給資格者などの求職者の方でハローワークの受講指示・推薦等を受けられる方
- 受講料 無料（教科書、作業服等の自己負担あり）

### お問い合わせ先

ポリテクセンター愛媛 〒791-8044 松山市西垣生町2184

TEL 089-972-0329（訓練課）

<https://www3.jeed.go.jp/ehime/poly/>

